

第56回 青梅市公共交通協議会

報告・協議資料1

目次

区分	項目	資料の骨子	ページ
報告事項	1. 前々回と前回協議会の振り返り	—	2
協議事項	1. 河辺町1～3丁目地区における新たな公共交通の本運行に向けた基本方針の変更	・変更の目的 ・変更案	5
	2. 河辺町1～3丁目地区における新たな公共交通の本運行(案)	・これまでの経緯 ・本運行(案)……別紙 ・各団体との協議状況について ・本運行後の調査、分析について	8
	3. 協議会規約の一部改正	・一部改正の要旨 ・新旧対照表	11
	4. マイナンバーカードを活用したタクシー運賃助成事業の本格実施(案)	・本格実施(案) ・今後の予定	13
	5. 青梅産業観光まつりへの出展	・目的 ・概要(案)	18

報告事項

1. 前々回と前回協議会の振り返り

(1) 前々回

○前々回の第54回協議会は、令和7年3月24日(月)午後2時に開催されました。

第54回青梅市公共交通協議会資料の主な項目と協議概要など

主な項目	協議概要など
河辺町グリーンスローモビリティアンケート結果報告および本運行に向けた基本方針	・実証運行の結果、アンケート調査結果、収支予測など ・本運行に向けた基本方針、今後の予定 ○主な意見は以下のとおりです。 ・今回の運行は歩行者の急坂サポートから始まっている。本来の目的が達成できていないルートであるならば、見直すべき。 ・車両について、年間運用とすると天候的な要素は大きくなると思われる。十分な検討をお願いしたい。
新たな公共交通の導入に向けた次年度の取り組みについて	・中間報告 ・今後の予定 ○主な意見は以下のとおりです。 ・ライドシェアについて、タクシー事業者が実施する場合、人数の割合とかとりまとめを誰が担うのが課題。そのあたりは交通事業者とよく相談されたい。 ・デマンド型交通について、順次拡大しているあきる野市の例も参考にされたい。

(2) 前回

○前回の第55回協議会は、令和7年5月22日(木)に書面にて開催され、以下の事項について協議のうえ、承認されました。

- ▶報告事項1:マイナンバーカードを活用したタクシー運賃助成事業の試行結果
- ▶協議事項1:令和6年度青梅市公共交通協議会決算および事業報告
- ▶協議事項2:河辺町地区における新たな公共交通の本運行に向けた基本方針について

○ただし報告事項1と協議事項2については、意見が添えられていましたので、その意見と回答を3・4ページの表に示します。

報告事項 1 に関する意見と回答

	委員の意見	回答
1	・マイナンバーカードを活用したタクシー運賃助成事業は報告書のまとめに記載されている様々な課題、工夫があるが、7月予定の第56回公共交通協議会での本格実施に向けた協議で、そのクリアについて議論し、結論を得て10月から本格実施で時間的に間に合うのか	▶10月からの本格実施に向けて準備を進めておりますが、調整に時間を要する事項が生じた場合、開始時期を遅らせることがあります
2	・マイナンバーカードを活用したタクシー運賃助成事業については、本運行が決定された場合には、免許返納者や多くの利用者が利用するように、PR活動（広報活動）が必要。また、近隣の自治体も同じ制度を導入することができたら、利便性も向上するのではないかと考える	▶今回の試行の結果を踏まえ、より効果的な場所でのチラシの配布、ホームページやSNSの発信強化など広く周知してまいります。 ▶また、今後、近隣自治体や事業者にも周知し、広域連携の実現に向けて取り組んでまいります

協議事項２に関する意見と回答

	委員の意見	回答
1	・本運行後の検証において、乗客数、経路、収支等はどのように行っていくのか	▶運行事業者からの乗客数や収支などの報告をもとに、本協議会において検証することとします ▶また、東京運輸支局に申請を行うような事項は、必要に応じて協議会や分科会にて協議を調えることとなります
2	・新たな公共交通について、直接の競合はないのでしょうか、運賃その他を含めて既存事業者ともよく調整を行っていただきたい	▶予定しているルートでは、市立総合医療センターと河辺駅南口との間で路線バスとの重複があります。実証運行同様、公共交通事業者と運賃やダイヤについて調整してまいります
3	・コミュニティバスの運営では、他の各自治体も赤字に対して苦労されているようですが、基本方針の⑦に記載のとおり、収支を含め常に事業を管理し、公表して行くことが重要だ	▶いただいたご意見のとおり、評価指標などの基準にもとづき事業を評価したうえで、本協議会に報告してまいります
4	・本運行は、乗客の安全・安心を第一に、乗務員の負担を軽減するためにも、年間を通して運行可能なドア付車両が他市での実績からも良いのではないかと	▶車両は、協議会や地域住民からいただいたご意見を踏まえ、運行事業者と選定に向けて協議してまいります
5	・運賃は、100円～300円の範囲で検討しているようだが、有識者などの意見も踏まえ、対応されたい。また、協議会では運賃の協議はできないが、決定した運賃については各委員に報告願いたい	▶運賃設定にあたり、学識経験者など有識者からもご意見を伺いたいと考えております ▶運賃協議は非公開の分科会にて協議する予定であり、決定した協議運賃は分科会の次の協議会にて報告いたします
6	・寒さ対策が必要と、実証実験の結果にあったと思うが、12月の運行開始でそのあたりの対策はどうするのか	▶寒さ、暑さ対策は、他の自治体での運行事例を参考にしながら、メーカーや運行事業者と協議し、対策を検討してまいります。

協議事項

1. 河辺町1～3丁目地区における新たな公共交通の本運行に向けた基本方針の変更

(1) 変更の目的

○前回の第55回協議会において、河辺町1～3丁目地区における新たな公共交通の本運行に向けた基本方針について、以下のとおり承認されました。

本運行に向けた基本方針（第55回公共交通協議会 資料3より）

①主な目的

・河辺町1～3丁目地区を含む、坂道を介した買い物や通院などの移動支援

②採用する運営方式

・計画策定は行政側で行い、運営は民間事業者が担い、その運行経費の一部を行政が負担する【行政支援方式(民間事業者への支援型)】とします。

③運行事業者の選定方法

・運行経費の多寡のみを基準とすることなく、収益拡大策、利用者の利便性及び緊急時の対応などの観点から、総合的に評価される【公募型プロポーザル】とします。

④運行システム

使用車両：グリーンスローモビリティ

・河辺町1～3丁目を含む地域では、道路幅員が狭く、かつ交通量が多いルートを円滑に運行できる車両が求められます。市と公共交通協議会では、令和元年11月27日に開催した「河辺下地区の交通を考えるワークショップ」を契機にグリーンスローモビリティの導入を検討し、2回の実証運行を通じて、需要と課題を把握しました。これを踏まえたワークショップの結果、本運行の早期実現を望む地域住民の声に対する適切な車両として、「グリーンスローモビリティ」を選択することとします。

運賃：片道100円から300円の範囲の均一運賃で検討

・過去の実証運行の実績にもとづく収支予測のシミュレーションにおいて、片道運賃を300円と設定した場合、100円および200円の場合と比べて、収支率が著しく低下することから、実現可能な運賃の目安として、片道100円から300円の範囲の均一運賃で、検討を進めます。

・検討の結果を、公共交通協議会協議運賃分科会で協議し、承認いただいた金額で国土交通省に申請し、認可を受けた運賃とします。

運行形態：定時定路線

・路線や停留所は、令和6年度実証運行時の「東ルート」「西ルート」をベースに準備を進めます。

車両台数：1両

運行曜日：未定

運行時間：午前10時～正午を含む、1日あたり3～5時間

(運行頻度も含め、引き続き協議を進めます)

車庫：未定（協議中）

○基本方針をベースに準備を進める中で、持続可能な移動手段にするために、以下の課題を解決する必要が生じました。

(1) 昨今の乗務員不足

運行を担う交通事業者の乗務員の担い手不足が全国規模で問題になっている。現在乗務を担っている方の年齢層などを考慮すると、大きな改善が見込まれない。

(2) 道路運送法第4条への対応

道路運送法第21条(実証実験)で、乗車定員11人未満の場合は、一般乗用旅客自動車運送事業として許可を得て実施することができる。一方、同法第21条から第4条に移行する場合、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得て実施することになる。事業者が同事業の許可申請をするにあたり、収支を含めた適切な事業計画や管理運営体制を立てる必要があり、運行の継続が問われる可能性がある。

(3) 収支の見直し

令和6年度実証運行における1日あたりの収入が3,200円だったのに対し、支出は99,000円であり、収支率は3.2%であった。持続可能な運行形態を考えるうえで、抜本的な収支の見直しが必要である。

○これらの課題解決に向けて、道路運送法第21条だけでなく、第78条（交通空白地輸送）の登録を見据えた動きも進められるよう、本運行に向けた基本方針の変更を提案するものです。

（参考）道路運送法第21条、第78条（交通空白地輸送）

	法21条	法78条2号 (交通空白地有償運送)
目的	一時的・実証的な地域交通の補完や災害時の輸送確保	交通空白地等における移動手段の確保
要件	一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合／短期間限定／自治体等からの要請に基づく	当該地域が「交通空白地」であることについて地域公共交通会議等において協議が調うこと
実施主体	一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者	市町村、NPO法人、自治会など（運行管理・車両整備管理等をタクシー事業者へ委託可能）
車両	事業用（緑ナンバー）	自家用（白ナンバー） 乗車定員は原則10人以下
ドライバー	第2種運転免許の保有	第2種運転免許の保有 または第1種運転免許の保有（所定の研修を受講）
許可・登録	許可	登録
有効期間	原則1年以内（更新可） 実証実験の場合は自治体からの要請で3年程度の期間を認める	2年ごとに更新

(2) 変更案

本運行に向けた基本方針の変更案

変更（案）	現行
②採用する運営方式 ・計画策定は行政側で行い、運営は民間事業者が担い、その運行経費の一部を行政が負担する【行政支援方式(民間事業者への支援型)】、<u>または、計画策定や運営は行政で行い、運行管理を交通事業者が担い、運行を地域が担う【事業協力型】とします。</u> ③運行事業者の選定方法 ・<u>計画策定を行う行政が、適宜プロポーザルや競争入札など、最適な方法を採用することとします。</u> ④運行システム 運賃<u>または旅客から収受する対価</u>：片道100円から300円の範囲の均一運賃で検討 ・過去の実証運行の実績にもとづく収支予測のシミュレーションにおいて、片道運賃を300円と設定した場合、100円および200円の場合と比べて、収支率が著しく低下することから、実現可能な運賃の目安として、片道100円から300円の範囲の均一運賃で、検討を進めます。 ・検討の結果を<u>道路運送法の許可、登録の流れに従い、国土交通省に申請し、認可または登録を受けたものとします。</u>	②採用する運営方式 ・計画策定は行政側で行い、運営は民間事業者が担い、その運行経費の一部を行政が負担する【行政支援方式(民間事業者への支援型)】とします。 ③運行事業者の選定方法 ・運行経費の多寡のみを基準とすることなく、収益拡大策、利用者の利便性及び緊急時の対応などの観点から、総合的に評価される【公募型プロポーザル】とします。 ④運行システム 運賃：片道100円から300円の範囲の均一運賃で検討 ・過去の実証運行の実績にもとづく収支予測のシミュレーションにおいて、片道運賃を300円と設定した場合、100円および200円の場合と比べて、収支率が著しく低下することから、実現可能な運賃の目安として、片道100円から300円の範囲の均一運賃で、検討を進めます。 ・検討の結果を、公共交通協議会協議運賃分科会で協議し、承認いただいた金額で国土交通省に申請し、認可を受けた運賃とします。

2. 河辺町1～3丁目地区における新たな公共交通の本運行(案)

(1) これまでの経緯

年度 月日		取組概要
令和4年度	1月29・30日	・試乗イベント
	1月31日	・地元向け試乗会
令和5年度	10月2日 ～11月30日	・実証運行(無料)
令和6年度	10月1日 ～11月30日	・実証運行(有償)
令和7年度	4月30日	・河辺南公共交通推進委員会(地域住民組織)と協議
	8月4日	・国土交通省関東運輸局東京運輸支局と協議
	8月4～6, 13日	・バス・タクシー交通事業者と協議
	8月7日	・交通管理者(青梅警察署)と協議

(2) 本運行(案)

○別紙を参照

(3) 各団体との協議状況について

月日	協議団体名	協議概要
4月30日	河辺南公共交通推進委員会	本運行(案)(別紙)に係る協議を中心に、協議日時点の内容をもとに協議
8月4日	国土交通省関東運輸局東京運輸支局	
8月7日	交通管理者(青梅警察署)	

○国土交通省関東運輸局東京運輸支局との協議では、主に下記のご意見をいただきました。

- ・78条登録の場合、交通事業者は運行管理だけでなく運転も協力することは可能である。
- ・21条申請で検討を進め、交通事業者の参加表明が無かった場合に、78条登録での手続きに切り替えることも考えられる。

○交通管理者との協議では、主に下記のご意見をいただきました。

- ・インバウンド対策について、どのように考えているか。
- ・シルバー人材センター停留所について、施設休業日(毎週土曜日)の影響はあるか。

(4) 本運行後の調査、分析について

○本運行開始後、以下の内容を調査、分析し、協議会にて報告します。

①運行状況調査(全数)

- ▶以下の項目について、乗務員が対応します。
 - ・日別天気、気温の記録
 - ・便別停留所別の乗車数、降車数の記録
 - ・満席情報の発信および記録
 - ・エンクロージャー(側面を囲うビニール製のカバー)の使用の判断および記録

②利用者アンケート調査(協力者のみ)

- ▶利用者を対象に、インターネットで回答できるよう二次元コードを車内に掲示します。
- ▶また、調査票および返信用封筒を車内に設置し、下車後でも回答できるようにします(降車時など安全面を考慮したタイミングで、乗務員からアンケート協力を呼びかけます)。
- ▶内容は以下のものを基本とします。
 - ・あなたご自身(性別、住所(町丁目まで)、年齢、世帯構成、職業、自動車運転免許の所持、普段自由に利用できる乗り物)
 - ・今回の利用状況(乗車停留所、降車停留所、当日の利用頻度(片道または往復))
 - ・今回の利用目的(通勤、通院、買物など)
 - ・今回の利用に合わせた既存の公共交通の利用
 - ・今回の鉄道や路線バスとの乗り継ぎ時間
 - ・一週間あたりの利用頻度
 - ・外出頻度の変化
 - ・より多くの人に利用してもらうための工夫
 - ・持続可能な運行のため地域が主体となって取り組むこと

③乗務員アンケート調査

- ▶運行事業者などに依頼します。

④収支および利用状況の報告

- ▶毎年度、収支および利用状況を集計、評価指標などの基準に照らし、評価します。

⑤各調査結果の分析

- ▶適宜、公共交通協議会や河辺南公共交通推進委員会にて報告します。

3. 協議会規約の一部改正

(1) 一部改正の要旨

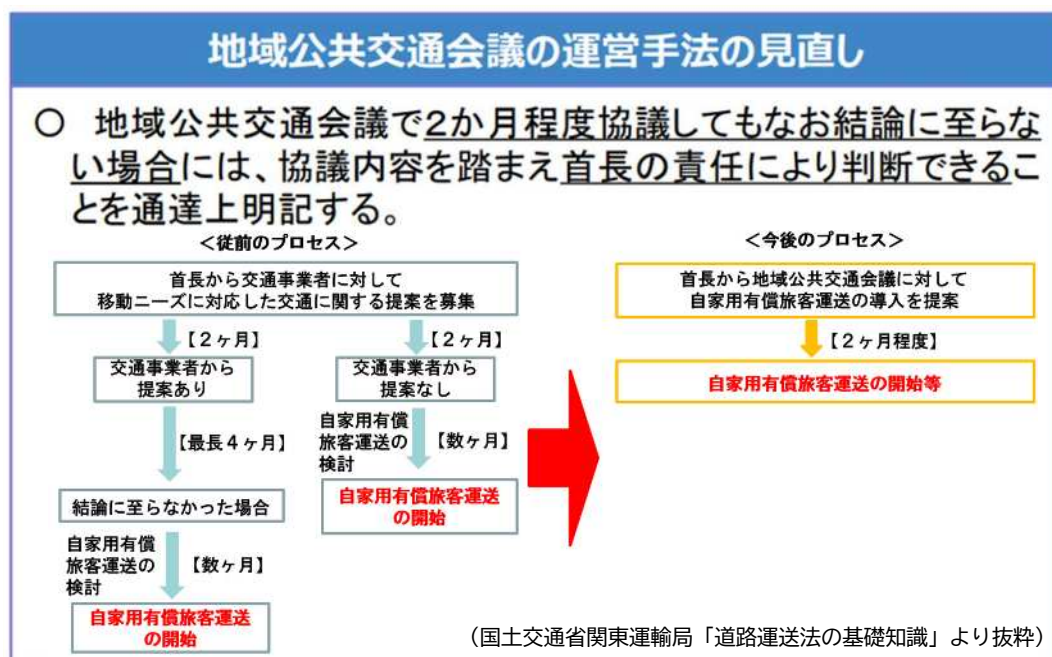
- 本市では平成23年から、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規程にもとづき、地域公共交通計画の作成および実施に関し必要な協議を行うことを目的とする法定協議会として、「青梅市公共交通協議会」を設置しています。
- 今後、「青梅市地域公共交通計画」にもとづく施策を進めるにあたり、道路運送法第78条にて規定された「自家用有償旅客運送」にかかる協議に対応できるよう、整備するものです。

(2) 新旧対照表

青梅市公共交通協議会規約（改正案）

改正後	現行
第7条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。 (1)～(11) 略 <u>(12) 自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人などの団体に所属する者のうち、その代表者が指名する者</u> 第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、座長が議長となる。 2 略 <u>3 2の定めに関わらず、「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（国自旅第161号平成18年9月15日）に定める「地域公共交通会議の設置並びに運営に関するガイドライン」5. (3)地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果または当該検討プロセスに基づき協議が調ったものとみなされた事項については、地域公共交通会議の議決があったものとする。</u> <u>4</u> 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる協議については、非公開とする。	第7条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。 (1)～(11) 略 第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、座長が議長となる。 2 略 3 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる協議については、非公開とする。

改正後	現行
<u>5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、または会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</u> <u>6 協議会において協議が調った、自家用有償旅客運送にかかる事項について、次に掲げる軽微な変更等は、協議会での協議を省略することができるものとする。</u> <u>(1) 停留所の名称の変更</u> <u>(2) ルートの変更を伴わない停留所の新設、廃止、位置変更等</u> <u>(3) 停留所の新設、廃止を伴わないルートの変更</u> <u>(4) 第2号又は第3号の変更等に伴う部分的な運行時刻の修正</u> <u>7 前項の規定により軽微な変更等を行ったときは、次の会議においてこれを報告するものとする。</u> <u>8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。</u> <u>付 則</u> <u>この規約の一部改正は、令和7年8月18日から施行する。</u>	4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、または会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。



4. マイナンバーカードを活用したタクシー運賃助成事業の本格実施(案)

1 本格実施 (案)

(1) 概要

①目的

マイナンバーカードの利活用および高齢者等交通弱者の支援策として、利用登録者のタクシー利用にかかる運賃の一部を助成することにより、負担額の軽減を図り、外出促進と移動円滑化に資すること

②役割

【市】システム設計、要綱等の整備、対象事業者との協定締結、負担金支出等

【公共交通協議会】制度設計、事業者間の調整、周知等

(2) 実施案

①試行と本格実施の違い

		令和 7 年度 (本格実施)	令和 6 年度 (試行)
登録	対象地区	・ 市内全域	・ 市内の一部地域
	登録 対象者	右記項目に、 ・ 障がい者 を追加	・ 75 歳以上 ・ 65 歳以上で運転免許証をお持ちでない方 ・ 運転経歴証明書をお持ちの方 ・ 妊産婦
	受付場所	右記項目に ・ 各出張所 (梅郷、沢井、小曾木、成木) を追加	・ 市役所 5 階交通政策課窓口
助成方法	助成回数	・ 制限なし	・ 1 日 2 回、合計 10 回まで
	助成額 (1 人)	・ 年間 36,000 円 (月 3,000 円× 12 ヶ月) を付与し、1 回の乗車 につき 1 人当たり運賃の 2 分の 1 の額を上限に助成 (令和 7 年 10 月に登録した場合、 月 3,000 円×6 ヶ月 = 18,000 円を登録時に付与)	・ 運賃の 2 分の 1 の額を助成 (上限：1 回 1,000 円)
	助成額 (複数人)		・ 1 人当たり 500 円を上限に助成
その他	助成対象 時間	・ 終日	・ 午前 7 時～午後 7 時
	協力事業者	・ 京王自動車(株)青梅営業所、 福生営業所	・ 京王自動車(株)青梅営業所

②対象者

青梅市高齢者等タクシー運賃助成事業(以下「本事業」という。)の対象者は、本事業の利用登録を済ませた者で、本事業の利用登録を申し出た時点で、市内に住所を有し、次の(1)～(5)のいずれかに該当するもの(以下「利用者」という。)とする。

- (1) 年齢満75歳以上の者
- (2) 年齢満65歳以上の者で、道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第1項に規定する運転免許を受けていないもの
- (3) 運転経歴証明書を所持している者
- (4) 妊産婦(申請日の時点で、交付日から出産予定日の12か月後の月末までの期間が含まれる母子健康手帳を所持している者)
- (5) 障がい者(身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳、療育手帳制度要綱に規定する知的障害者の療育手帳、もしくは精神障害者保健福祉手帳制度実施要領に規定する精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している者。ただし、福祉有償運送登録のあるもの、自動車税や軽自動車税の減免を受けた車両で移動が可能なものを除く。)

③登録に必要なもの

- (1) マイナンバーカード
- (2) 前項第3号に該当する者は、運転経歴証明書
- (3) 前項第4号に該当する者は、母子健康手帳
- (4) 前項第5号に該当する者は、当該項目で規定する手帳

④利用登録受付場所

- (1) 青梅市役所5階 交通政策課窓口
- (2) 青梅市各出張所(梅郷、沢井、小曾木、成木)

⑤助成内容

- (1) 利用登録者は毎年4月1日に1年分の助成額36,000円を付与する。利用者は、1回の乗車につき、運賃の2分の1の金額を上限に、100円単位で、任意の金額を助成する。なお、運賃は車両に搭載されたメーターなどで、利用者が降車時に確認できる金額を示す。
- (2) 2人以上で乗車した場合、1回の乗車で人数分助成を適用することができる。
- (3) 年度途中で利用登録をした場合、第1号で付与する助成額を月ごとに按分し、登録月から3月31日までの月数を乗じた助成額を付与する。
- (4) マイナンバーカードの更新などにより、再登録の手続きを行う場合、付与するポイントは再登録前のものとする。確認が出来ない場合、前号と同様の扱いとする。
- (5) ポイントの年度間の繰り越しはできない。
- (6) 本事業の有効期限は、本要綱で規定する終期と同日とする。

ただし、妊産婦は母子健康手帳に記載された出産予定日から12か月後の月末、障がい者は登録時の確認書類に示された有効期限の月末を、それぞれ有効期限とする。また、各書類の要件が更新されたことが確認できた場合、有効期限を更新することができる。

⑥利用方法

(1) 予約時

利用者は、対象事業者に対し、助成を受けることを伝えてタクシーを配車してもらう。駅や公共施設等に待機する対象事業者の車両も利用可能とする。

(2) 乗車時

利用者は、乗車後に運賃の助成を受けることを乗務員に伝える。利用者は、目的地に到着するまでに、車両に搭載した車載端末にマイナンバーカードをタッチし、要件や助成ポイントの残高を確認する。

(3) 運賃の支払い

利用者は、乗務員から示された運賃から助成ポイントを決め、乗務員に伝達する。助成ポイントに応じた助成額を差し引いた、残りの運賃を支払う。なお、助成額に100円未満の端数が生じた場合は、100円未満の金額を切り上げた助成額を差し引いた、残りの運賃を支払う。また、助成ポイントを記録するために、降車までに車両に搭載した車載端末にマイナンバーカードをタッチする。

(4) 助成額の請求

利用登録者は、助成額の請求を対象事業者に受領委任することについて、申請書の記載をもって、承諾することとする。

事業者は、月単位で助成額を計算し、翌月の10日までに市に請求する。

⑦要件の変更、登録解除について

(1) 利用者が利用登録にかかる要件を変更したり、利用登録を解除する場合、所定の書類を市に提出する。

(2) 次の場合、速やかに利用を停止し、利用登録を抹消することができる。

- ・有効期限を超過したとき。
- ・本事業の利用が登録日から2年以上ない場合。ただし、抹消する前に本人宛に通知を送付し、申し出があった場合を除く。
- ・利用者から申出があった場合、または市長が適当であると認めた場合。

(3) 偽りその他不正な手段により助成を受けた者があるときは、すでに交付してある助成金の全部または一部を返還させることができる。

⑧その他

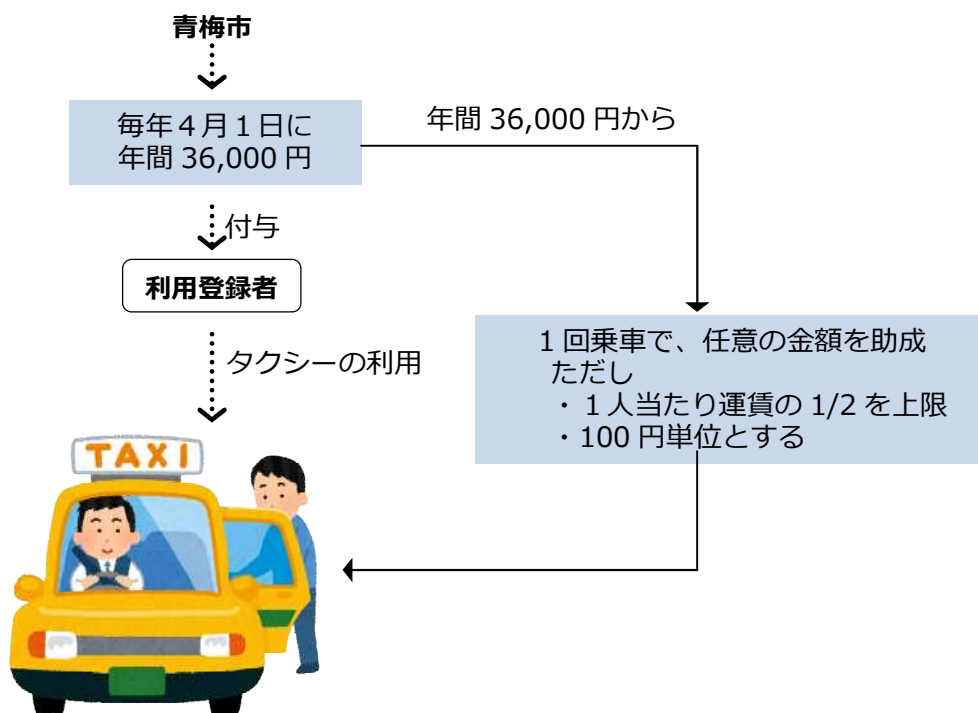
(1) 利用者が対象事業者以外のタクシーに乗車した場合、助成を受けることはできない。

(2) 利用者が乗車前に決済を完了した場合、助成は受けられない。

(3) 利用者が対象事業者が起因する理由により助成を受けられなかった場合、市では、その責は負わない。

(4) 本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(3) 利用について



例えば・・・

①メーター表示の運賃が800円の時



助成希望者1人が乗車した場合
800円の半額である
400円を上限に市が助成する。

②メーター表示の運賃が800円の時



助成希望者2人が乗車した場合
1人につき、800円の半額である
400円を上限に市が助成する。

(例) 1人目400円 + 2人目400円 = 現金での支払いなし
1人目300円 + 2人目100円 = 残金400円を現金などで支払う

※助成額の合計が運賃額を上回った場合、
現金などでの返金はできない。
※助成額や残額の分担は乗客が決める。
(乗務員は指示しない。)

③メーター表示の運賃が1,500円の時



助成希望者1人が乗車した場合
1,500円の半額である750円
⇒端数繰り上げの800円を上限に市が助成する。
⇒残金700円を現金などで支払う。

2 今後の予定

10月上旬から	市ホームページなどで周知
10月15日(水)	登録受付・利用開始
令和8年度以降	対象事業者の拡大の検討

5. 青梅産業観光まつりへの出展

(1)目的

- 青梅市地域公共交通計画に示されている施策「(9)市民の利用促進」の取り組みとして、公共交通の状況や重要性を周知し、市民の公共交通に対する意識改革を促すとともに、相互理解のもとでファンを増やし、公共交通の利用を促進させるために、集客力の高い青梅産業観光まつりに出展して、公共交通をPRします。

昨年度開催の第57回青梅産業観光まつりでの出展の様子



出展ブース(公共交通コーナー)への来場の様子

(2)概要(案)

- 日時：令和7年11月2日(日)午前10時から午後3時まで
- 出展場所：青梅市役所本庁舎内
- ポスター展示(いずれもA0サイズ)
 - ・青梅市地域公共交通計画
 - ・公共交通の利用促進
 - ・公共交通に関する心のバリアフリー
- 配付資料
 - ・青梅市地域公共交通計画【概要版】
 - ・施策にかかるチラシ等
- その他展示、アクティビティ等
 - ・マイナンバーカードを活用したタクシー運賃助成の登録、周知
 - ・乗り物顔出しパネル
 - ・シール貼りアンケート
 - ・ペーパークラフト